

公立大学法人首都大学東京中期計画

平成17年7月

公立大学法人首都大学東京

目次

中期計画の基本的な考え方	1
I 中期計画の期間及び法人の組織	2
1 中期計画の期間	2
2 法人の組織	2
II 首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置	3
1 教育に関する目標を達成するための措置	3
2 研究に関する目標を達成するための措置	9
3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	10
III 産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
1 教育に関する目標を達成するための措置	12
2 研究に関する目標を達成するための措置	13
3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	13
IV 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、 東京都立短期大学に関する目標を達成するためにとるべき措置	14
1 教育に関する目標を達成するための措置	14
V 法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	15
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	15
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	15
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	16
4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	16
VI 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	17
1 外部資金等の増加に関する目標を達成するための措置	17
2 授業料等学生納付金に関する目標を達成するための措置	17
3 オープンユニバーシティの事業収支に関する目標を達成するための措置	17
4 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	18
5 資産の管理運用に関する目標を達成するための措置	18
6 剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開に関する目標を 達成するための措置	19
VII 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成する ためにとるべき措置	20
VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	21
1 広報活動の積極的展開に関する目標を達成するための措置	21
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	21
3 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	21
4 安全管理に関する目標を達成するための措置	22
5 社会的責任に関する目標を達成するための措置	22

IX	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	23
X	短期借入金の限度額	23
XI	剰余金の使途	23
XII	施設及び設備に関する計画	23
	（別紙）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	24
	〔別表〕法人の組織	27

中期計画の基本的な考え方

本中期計画期間を公立大学法人首都大学東京の立ち上げの時期と位置づけ、『『大都市における人間社会の理想像の追求』を使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関や産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、人間社会の向上・発展に寄与する』ことを建学の精神とし、時代や社会状況の変化に的確に対応し、その実現に向け、大学改革を推進していくため、以下の考え方に基づき、中期計画を策定する。

1 教育研究

- 次世代を担う人材を育成するため、教育や学生支援を充実させ、その人にしか持ちえないような能力、創造力を引き出していく。
- 特色ある教育内容を積極的に実施し、その成果を外部へ発信していく。
- 大学の使命に対応した研究に学術の体系に沿った研究を有機的に結合させて推進し、成果を出し、大学の存在意義を社会に示す。
- 東京に集積する、研究機関、文化施設、産業、メディアなど、様々な人的・物的資源を活用し、大学を超えた取組を積極的に進める。
- 法人としての重点研究分野の設定や研究費の効果的な配分などにより、意欲ある教員を励まし、研究活動を活性化させていく。
- 大学の使命を実現するため、都市にかかわる広い教養と深い専門の学術の教育研究を進める。
- 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学及び東京都立短期大学(以下、「4大学」という。)の在学生に対し、教育責任を果たす。

2 社会貢献

- 企業や研究機関とのネットワーク作りを積極的に進め、産学公連携を推進する。
- 都政との連携を図り、大学の教育研究成果を活かした取組を通じ、都政や社会に貢献する。
- 生涯学習や継続学習などの社会ニーズに応え、大学に蓄積された教育研究の成果を都民へ還元する。

3 法人運営

- 大学運営に経営の視点を導入し、効率化による経費節減を図る一方、自己収入の増加にも努める。また、中長期的な視点に立ち、経営努力により確保した財源を活用し、教育研究を戦略的に展開していく。
- 業績が適切に評価され、教育研究の活性化に結びつくインセンティブを与える人事制度を確立する。
- 自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえ、不断の業務改善に取り組む。

4 その他

- 中期計画策定にあたっては、数値目標や達成年度目標を定めるなど、できる限り具体的な計画とする。本中期計画に基づき作成する年度計画においては、達成状況の確認ができる指標をできる限り定めることとする。
- 本中期計画を教育研究審議会や経営審議会の審議を経て決定する業務運営の基本方針とする。
- 法人の使命を実現していくため、これまで大学が培ってきた教育研究の成果や様々な資源を連携させ、その活用を図る。

I 中期計画の期間及び法人の組織

1 中期計画の期間

平成17年4月1日から平成23年3月31日までの6年間とする。

2 法人の組織

別表のとおりとする。

Ⅱ 首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組み

【入学者選抜】

○学部の入学者選抜

- ・首都大学東京（以下、「大学」という。）の基本理念を踏まえた全学的アドミッション・ポリシーを策定し、速やかに公表するとともに、それに基づいた特色ある入学者選抜を実施する。
- ・あわせて学部ごとの教育研究の使命に基づき、学部ごとに、募集単位ごとにアドミッション・ポリシーを策定する。
- ・大学や学部のアドミッション・ポリシーに応じて、大学入学後の学修に必要な水準の基礎学力を備えた志願者を選抜するよう配慮しつつ、志願者の持っている能力・資質をきめ細かに評価できる多様な入学者選抜の実施に取り組む。
- ・入試委員会において、応募状況をはじめ、入学者選抜方法と入学後の成績との相関関係等について多角的な調査を行い、それに基づき必要な見直しを行う。

○大学院の入学者選抜

- ・専門分野への適性や意欲を持つ優れた学生を確保する。
- ・平成18年度に実施する研究科の再編を踏まえ、入学者選抜について、全学的な方針を定めるほか、各研究科の特性に応じた工夫を行う。

○入試広報

- ・効果的な入試広報の充実を図るため、教員と事務職員の連携を強化し、以下の取組みなどを実施する。
 - ① オープンキャンパスや大学説明会の工夫
 - ② ホームページの充実
 - ③ 高大連携の一環としてのサマーキャンパスの拡大
 - ④ 進学ガイダンスへの積極的参加
 - ⑤ 入学者出身校をはじめとした高校訪問の実施

【教育課程・教育方法】

～学部教育における取組み～

○大学の基本理念を実現するため、下記の取組みを行う。

① 単位バンクシステムの導入

「単位バンクシステム」は、①学生の履修選択の幅を広げるため、学外の教育資源の積極的な活用を図る機能、②学生の将来像に合わせ、カリキュラム設計を支援する機能、③学生の希望や社会のニーズを踏まえ教育課程の編成方針を検討する機能、を合わせ持ち、総合的に大学の教育改善を推進する。

(ア) 運営組織の整備

単位バンクシステムは、大学の教育システムの柱として、学長の強いリーダーシップの下、その充実・発展を図る必要があることから、平成17年度に学長室を中心に、①学位設計委員会、②科目登録委員会、③学修カウンセラー、により構成される「単位バンク推

進組織」を設ける。また、これらの円滑な活動を支えるため、学長室に「単位バンク推進担当」を置く。

(イ) 登録科目の拡大

学生のキャリア形成に応じた履修選択の幅を広げるため、学外の教育資源の科目登録に取り組む。

- ・単位バンクシステムを平成17年度から開始する。平成17年度は、大学の全ての学部科目を科目登録し、授業科目の内容を公開するほか、単位互換など既存の制度を活用し、他大学の授業科目等の認定を行う。また、大学院の科目について、導入に向けた検討を行う。
- ・平成18年度以降、既存の制度を活用し、学内外の教育資源の活用に取り組み、大学間での連携を推進した上で、現行法制度上の制約条件緩和に向けて、国に働きかけていく。

(ウ) 運営のための環境整備

単位バンクシステムを運営していくために、必要となる以下の基本条件を段階的に整備する。

- ・カリキュラム設計を支援する情報システムの整備
- ・将来像と授業科目により得られる知識・能力を結びつけたモデル（表現は今後検討）の作成
- ・科目登録に必要な授業評価の実施

② 基礎ゼミナールの導入

- ・大都市で活躍するために必要な課題発見・解決能力を養成する。
- ・ゼミでの発表を通じてプレゼンテーション能力の向上を目指す。
- ・学部混合型の学生構成が豊かな人間関係の形成につながるよう努める。
- ・少人数ゼミの特色を生かし、担当教員との密接な対話を通して、問題や課題を探究する力、コミュニケーション能力、ディベート能力を高めさせる。

③ 都市教養プログラムの導入

- ・都市にまつわる4つのテーマ（「文化・芸術・歴史」「グローバル化・環境」「人間・情報」「産業・社会」）に沿って学際的、総合的に学ぶことにより、大都市に関連する様々な課題に取り組み、解決する人材を育成する。
- ・本プログラムの目的を十分に達成するために、科目の配置や内容を常に検証し充実に努める。

④ 実践的英語教育の導入

- ・英語教育を通じて国際的に活躍できる基礎的能力を養成する。
- ・英語による基本的・実践的なコミュニケーション能力を高めていくために、英語の4つの力（「話す」「聞く」「書く」「読む」）に立脚した総合的な英語力を養成する。
- ・ネイティブの講師を効果的に活用して実践的な英語力を養成する。
- ・社会に対して卒業生の英語能力が客観的に立証できるよう、指標の設定等、制度構築し、これに基づき評価される卒業生の英語能力を向上させる。

⑤ 課題解決型情報教育の導入

- ・パソコン等の活用能力だけでなく、探究的な学び合いの中から、ものごとを正しく認識し、課題を発見し解決する能力を養成する。
- ・ITをツールとして活用し具体的な課題を解決することにチャレンジさせる。
- ・ITを活用した基礎的な情報収集・情報発信のリテラシーの育成を通じて、情報整理・解析能力やプレゼンテーション能力を高めていく。

⑥ 体験型インターンシップの導入

- ・就職前の就業体験としてだけでなく、実社会とのつながりをテーマにした教養教育の一環として、様々な課題を抱える大都市の現場を体験させることにより課題発見・解決能力を養成する。
- ・東京が抱える多様・広範な実務や実態に直接触れ、その現状に対する認識を深める。
- ・都庁及び都の外郭団体をはじめとして、目的にふさわしい新たな実習先の開拓を行う。
- ・早期に全学生の実習が実現できるよう、実習先の確保を進める。

○専門教育の充実

次の点について全学的な方針を定めた上で、その方針に基づき、学部・学科・系・コースごとに具体化を図る。

- ① 育成する人間像
- ② ①に基づく教育方法及び実施計画
- ③ 専門的な知識の習得能力・洞察力・探求力の育成向上のための専門科目の構成・内容等の点検

○分散型キャンパスへの対応

分散型キャンパスに適切に対応するため、学生の学習状況や学年進行にあわせて、対応を検討し、実施する。

○教育実施体制の整備

効果的に教育成果をあげられるように、教育学習環境の充実に努める。

～大学院教育における取組み～

○研究科の再編

大学院では、平成18年度に行う研究科の再編成において、新大学院設置の理念及び研究科ごとの特性を十分踏まえ、研究科・専攻・教育課程ごとに、育成する人材像・主な進路、各課程の趣旨・目的に照らし、課程修了までのプロセスを明確にし、体系的な知識の修得と専門分野の研究技法、技術の修得とのバランスの取れた教育課程編成に取り組むとともに、特色ある教育プログラムを実施する。

○高度専門職業人の養成

研究科の専門分野の特性や社会のニーズを踏まえ、高度専門職業人の養成を行う。

○大学院における社会人のリカレント教育

社会人向けのコースの設定、夜間開講の実施など、社会人のリカレント教育ニーズに応えるための制度を導入する。

【教育の質の評価・改善】

○多面的検証、評価とその活用

ファカルティ・ディベロップメント、自己点検・評価、第三者評価の結果を教育現場にフィードバックし、教育の質の向上に結びつける。

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施

- ・各学部、基礎教育センター等から選出された委員で構成するFD委員会を設置し、効果的・効率的なFDを行う。

- ・学生を受け止める仕組みを構築し、学生による評価を授業の改善に反映させる。さらに、ピアレビュー（同僚評価）について研修会などを行いながら、実施について検討する。
- ・特定の分野で試行を行ったうえで、改善を加えながら全学に広げていく。

○自己点検・評価（教育研究分野）の実施

- ・各学部、基礎教育センター等から選出された委員で構成する自己点検・評価委員会を設置し、毎年度、自己点検・評価を行う。
- ・自己点検・評価結果はホームページ（HP）などで学内外に公表するとともに、上記委員会及び教育研究審議会にて改善策を検討し、教育現場に反映させる。

○第三者評価の実施

- ・認証評価機関による第三者評価を受け、その結果がすみやかに教育の改善に結びつけられるような学内体制の整備を図る。
- ・平成17年度入学者が卒業した後の平成22年度までに第三者評価を実施する。

○成績評価基準の作成

- ・全学共通の成績評価基準を作成し、それに基づく成績評価分析を行う。
- ・学生からの成績評価に関する問い合わせに対する、正確性と公平性を担保するための対応措置を検討し、講ずる。

○情報の公表

- ・授業科目については、全ての科目の内容を科目登録委員会で定めた基準に基づき、HP上で公開する。
- ・成績評価基準、成績評価分析及び自己点検評価結果等、教育に関わる情報についてはHPなどを活用して積極的に公表する。

（2）学生支援に関する取組み

○学生サポートセンターの設置

- ・学生支援に関する企画・調整を行うとともに、学生の相談、申請等にワンストップで応えることを目的に、学生サポートセンターを設置する。
- ・学生に対する支援をサービスとして明確に位置づけ、学生ニーズを的確に把握しながらその質の向上に取り組む。
- ・すべての学生が有意義な学生生活を円滑に送るとともに、進路を主体的に決定できるよう、教員と学生サポートセンター、基礎教育センターが密接に連携をして指導・支援を行う。目標設定に悩む学生に対しては、履修相談・就職相談・適応相談・教員のオフィスアワーなどによるきめ細かな指導・支援を行う。

【学修に関する支援】

○履修相談体制の整備

- ・学生が自ら描く将来像に向かい目的意識を持って大学生生活を送ることができるよう、望ましい履修や進路選択をアドバイスする「学修カウンセラー」を設置する。
- ・専門領域に関する相談に対応するために、学部教員の相談体制も強化する。
- ・各窓口・教員・学修カウンセラーは基礎教育センターとも連携を進め、きめ細かな指導・支援を行う。
- ・各学部等は、教員のオフィスアワーを設けるなど、学修に関するきめ細かな指導・支援を行う。

○図書情報センターにおける学修支援

- ・ 図書情報センターを設置し、以下の取組みを行う。
- ・ 全学の協力のもとに教育研究用書籍及び雑誌、電子ジャーナル、オンラインデータベース等の効果的かつ効率的な整備を行う。
- ・ 書籍・資料について、蔵書点検を定期的実施するなど、良好な保全・管理状態を保持する。学術的に貴重な書籍・資料については、特に良好な保全・管理を行う。
- ・ 職員の資質の向上を図り、図書情報センター全体のレファレンス機能を高める。
- ・ 膨大な学術情報資源を学生が適切かつ有効に活用できるよう、利用者教育を実施する。
- ・ 他の図書館との連携を進め、学術情報のさらなる充実に努める。
- ・ 利用者のニーズを的確に把握・分析し、それをもとに業務の見直しを行い、図書情報センターの機能を向上させる。

【学生生活支援】

- ・ 奨学金に関する情報提供や手続き、アルバイト情報等の紹介、健康診断、医務室での健康相談等を実施し、生活面からも学生をきめ細かく支援する。
- ・ 大学行事やサークル活動等人間形成に資する学生の自主的な諸活動を積極的に支援していく。
- ・ 優秀な学生を確保するとともに、入学後の学習意欲を高めることを狙いとして、成績が特に優秀な学生に対する授業料減免制度の導入を検討する。平成17年度に制度構築を行い、早期に実施していく。

【就職支援】

- ・ 就職に関する情報収集、情報提供、相談などのサービス提供を一元的に行うとともに、卒業後の進路について100%把握を行う。
- ・ 学生一人ひとりの能力、適性、資格、免許等に十分に配慮したきめ細かな支援を行うため、就職カウンセラーや就職相談員と各学部・研究科との協力体制を強化する。
- ・ 学部卒業生の就職・進学率100%をめざす。
- ・ 教員、学修カウンセラーと連携・協力することにより、キャリア形成と就職支援が一体的に機能するような体制を整備する。
- ・ the Tokyo U-club、同窓会との連携を図りながら、全学的な就職支援体制を整備する。
- ・ 卒業生に対して一定期間の追跡調査を行い、就業状況等を把握する仕組みの整備を図る。そこから得られるデータを活用し、就職支援の質の向上に努める。

【留学支援】

- ・ 海外への留学を希望する学生に対し、事前相談、情報提供などきめ細かな支援を行う。
- ・ 平成17年度中に、留学生・留学委員会において、海外への留学を希望する学生に対する支援方針や支援計画を定め、これに基づく着実な事業の推進を図る。

- ・国際交流委員会を中心として交流協定校との交流内容等を検討し、大学の国際的評価を高めるとともに、留学生が自らの目的に合った成果を得られるよう努める。
- ・定期的な追跡調査等により、留学生帰国後も留学先との実質的な交流が継続・発展するよう努める。

【外国人留学生支援】

- ・国際交流会館の活用（会館の会議室の利用やさまざまなプログラム提供など）、チューター制度の実施、住居斡旋、外国人留学生相談など学習、生活両面に関するきめ細かな支援を行う。
- ・外国人留学生のニーズを的確に把握し、支援の質の向上に取り組む。
- ・外国人留学生への日本語学習支援・日本事情教育を実施する。
- ・帰国後も様々な形での交流が継続するよう、留学生ネットワークの構築、強化に努める。
- ・平成17年度中に、留学生・留学委員会において、外国人留学生に対する支援方針や支援計画を定め、これに基づく着実な事業の推進を図る。

【適応相談】

- ・大学生活で生じるさまざまな悩みや、対人関係・性格・心理適応上の問題などに対して、学生相談室において、専門の心理カウンセラーが個別カウンセリングを実施する。特に、精神的に不安定な学生については、指導教員や学内諸機関と連携を図り、きめ細かい対応を図る。
- ・学生相談室では、学生の人間的成長を促進する観点から、能力開発のためのカウンセリングや心の健康増進教育等も実施する。
- ・全キャンパスにおける適応相談の新たな仕組みの実施に向け、平成17年度に内容・件数等を調査するとともに検討を進め、平成18年度以降順次実施する。

【支援の検証】

- 定期的かつ継続的な検証
 - ・各種支援に対する学生へのアンケートをはじめ、必要に応じて追跡調査も行いながら、支援内容を検証し、改善を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の内容等に関する取組み

○研究の方向性

- ・教員一人ひとりが、中期計画期間中に確実な成果を実現することを目指し、それぞれの専門分野における研究を推進する。その際、大学の使命及び学術の体系化の双方を意識する。
- ・大都市の課題解決に資するため、先端的、学際的研究に取り組むとともに、長期的視野に立脚した課題に取り組む。
- ・東京都の試験研究機関や他大学などとの共同研究・共同プロジェクトを推進し、大都市の諸問題の解決に貢献する。
- ・平成17年度中に、教育研究審議会や経営・教学戦略委員会において、重点研究分野の検討、設定を行う。

○海外の研究機関との連携

- ・海外の大学や試験研究機関と連携し、アジアをはじめとする世界の都市問題の解決に貢献する。

○研究成果の社会への還元

- ・学術論文の発表、学会活動、オープンユニバーシティでの講座の提供等により、研究成果を幅広く社会へ発信するように努める。
- ・産業界や東京都をはじめとする自治体等との連携を積極的に進め、研究成果を広く社会に還元していく。

○研究成果の評価

- ・研究目標を明確にしたうえで、研究成果について、研究分野に応じた適切な評価ができる制度を構築する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み

○研究環境の支援

- ・設定された重点研究分野の研究に対して弾力的な人事配置など、研究環境の支援を行う。

○研究者の相互交流

- ・国内外の大学、研究機関等との間で、研究者の相互交流を行う。

○研究費の配分

- ・基本研究費のほかに、研究活動の活性化を図るため、競争的な資金配分など、教員のインセンティブが高まるように、研究費を配分する。

○外部資金等の獲得

- ・企業等からの外部資金や、科学研究費補助金、その他の国の競争的資金を積極的に獲得するために、体制を整えるとともに、その活用を進める。
- ・全ての教員が積極的に外部資金獲得に努める。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 産学公連携に関する取組み

○産学公連携センターの設置

- ・公募研究の積極的な情報収集、産学共同研究プロジェクトの企画・選定、研究支援体制の整備・充実、知的財産の適切かつ戦略的な管理・運用、東京都や企業、他の試験研究機関等とのネットワークの構築による技術移転などを積極的に推進し、全学的な外部資金の獲得体制を整備し、大学の研究成果を産業界へ積極的に還元するため、産学公連携センターを設置する。

○産学公連携の強力な推進

- ・大学の研究成果をデータベース化し、企業等に分かりやすい内容で情報提供する。さらに、教員が企業ニーズを把握できるよう、最新の企業ニーズ情報を提供できる環境を整える。
- ・大学の研究成果と企業ニーズのマッチングを図るため、民間企業等で豊富に経験を持つコーディネーターを配置し事業化を促進する。
- ・他大学や研究機関と連携を図り、研究情報の共有化を進める。
- ・技術相談等を通して企業ニーズ等の把握に努め、受託研究・共同研究等を充実し、平成19年度までに年間250件を達成するとともに、さらなる拡大を図る。
- ・都と連携し、中小企業と大学の連携促進に向け積極的なネットワーク構築を進める。

○産学公連携の共同研究等を推進する方策

- ・外部資金研究費申請の支援や研究成果の知的財産化、技術移転を支援するモデル事業など、産業振興を促すため産学公連携センターで戦略的に実施する事業をリーディング・プロジェクトとして位置づけ、大学全体の研究推進に取り組む。

○知的財産の管理・活用

- ・特許について、出願にあたり一定の精査を行った上での出願する件数として、平成19年度までに年間30件の達成をめざし、良好な研究成果の創出に努める。
- ・技術移転の可能性が高い知的財産については、法人財産として適切に管理・運用する。さらに、権利化されたものについては、企業等による積極的な活用(技術移転)を行う。
- ・企業等への技術移転から得られた収入の一部を発明者に還元するなど、知的財産の活用を促進するインセンティブの仕組みも整備する。

(2) 都政との連携に関する取組み

○都との連携事業の推進

都政の課題解決や施策展開に積極的に参画することで、都政のシンクタンクとしての機能を発揮するとともに、大学の教育研究のより一層の活性化を図る。

このため、都に対して、都政の課題に対する提言を積極的に行い、都政のシンクタンクとしての役割を果たすとともに、以下のような取組を通じ、都政や社会に貢献する。

- ・都の施策展開を支える調査・研究の実施
- ・各局の研修の中で大学の専門性を活かすことのできる研修プログラムの提案・提供
- ・都政・社会の要請に対応した教育・研究プログラムの開発
- ・関係審議会・協議会への参加

平成17年度においては、都の重点事業として大学に課された事業を着実に実施するとともに、平成18年度に向け、これらの事業の新たな展開の方針を定め、都の施策への反映に努める。

○都の試験研究機関や博物館・美術館などとの連携

- ・オープンユニバーシティにおいて、魅力ある講座を提供する。
- ・大学と試験研究機関や文化施設、福祉医療施設等と共同研究・共同事業を行う。
- ・それぞれの機関の職員と大学の学生及び教員の交流を推進する。

(3) 都民への知の還元に関する取組み

○生涯学習、継続学習のニーズへの対応（オープンユニバーシティ）

- ・オープンユニバーシティを設置する。
- ・東京区政会館や各キャンパスにおいて、広く都民を対象にした教養講座や社会人などを対象にしたキャリアアップ・リカレントを目的とした講座を、全学体制の下、平成17年度は150講座程度開設し、平成18年度以降順次拡大していく。
- ・平成18年度は一般向け教養講座やキャリアアップ・リカレント講座を充実させた上に、産学連携講座、自治体等への研修支援講座を実施する。
- ・平成19年度以降は、それらに加えて学位取得などを目的としたプログラム等の検討・実施に努める。

○日本語教育講座等の開設（オープンユニバーシティ）

- ・日本語学習支援・日本事情教育などを実施し、日本語教育に関する体制を整備・充実させる。
- ・また、より効果的な日本語教育に関する講座を実施するために、マルチメディアなどを利用した日本語遠隔教育システムの開発を検討する。

○オープンユニバーシティの都心展開

- ・首都大学東京の生涯学習の拠点として、より多くの都民等に教育研究成果を還元するため、都民等が通所しやすい飯田橋キャンパス（東京区政会館）を中心に講座を展開する。

○オープンユニバーシティの講座の定期的な改善・見直し

- ・受講者アンケートなどに基づき、ニーズの把握や内容の工夫を図る。
- ・応募者が一定の基準に満たない講座については、アンケート等を参考に、次期はより参加者の見込める講座を企画・実施するなど、都民・受講者ニーズの観点から定期的な改善・見直しを図る。

○一般開放・学術情報の発信（図書情報センター）

- ・大学が所蔵する豊富な学術情報を都民に還元するため、図書情報センターの本館を中心とした一般開放を平成17年度中に実現するよう諸条件の整備に努める。
- ・研究成果情報、学術情報などの電子化を推進し、社会に広く発信するよう努める。